

「ラップ信託」のサービス拡充と約款改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

弊社では、お客様の多様なニーズに、よりきめ細やかにお応えできるよう、本年 3 月 26 日に以下のサービス拡充を予定しております。

■ 減額の取扱い金額を「100万円以上」から「1万円以上」へ変更

■ 最低契約金額を「5,000万円」から「3,000万円」へ引下げ

- ✓ 3,000 万円から新規契約のお申込みが可能となります。
- ✓ 現在は減額後の契約金額が5,000万円を下回るような減額はできませんが、2018年3月26日以降は、当該契約金額が3,000万円を下回らない範囲で減額のお申込みが可能となります。

なお、今回のサービス拡充に伴い、2018 年 3 月 26 日付でラップ信託約款の一部改定を行います。詳細は、以下の新旧対照表をご覧ください。

ご不明な点等ございましたら、誠に恐れ入りますが、お取引店までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

これからもお客様のニーズにご信頼にお応えできるよう誠心誠意努めてまいりますので、引き続き弊社のサービスをご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

ラップ信託約款 新旧対照表

2018 年 3 月 26 日改定

(下線部変更)

新	旧
ラップ信託約款 (遺言代用信託約款)	
第 3 条 (信託金額の定め) 当初信託金の額は、当初委託者が前条第 1 項第 1 号に定める申込みにおいて受託者に対し明示した額をいい、 <u>3,000 万円</u> (以下、「最低信託金額」といいます。) 以上の金額とします。	第 3 条 (信託金額の定め) 当初信託金の額は、当初委託者が前条第 1 項第 1 号に定める申込みにおいて受託者に対し明示した額をいい、 <u>5,000 万円</u> (以下、「最低信託金額」といいます。) 以上の金額とします。
第 25 条 (委託者による解約等) 1. 委託者は、受託者の事前の承諾が得られた場合には、本信託契約の全部または一部を解約することができるものとします。ただし、投資一任契約にて解約が認められていない期間に、投資一任契約の解約を伴う本信託契約の全部または一部の解約はできないものとします。また、投資一任契約の契約金額が <u>3,000 万円</u> を下回ることとなる投資一任契約の一部の解約を伴う場合には、本信託契約の一部の解約を行うことはできないものとします。 2. ～ 5. (省略)	第 25 条 (委託者による解約等) 1. 委託者は、受託者の事前の承諾が得られた場合には、本信託契約の全部または一部を解約することができるものとします。ただし、投資一任契約にて解約が認められていない期間に、投資一任契約の解約を伴う本信託契約の全部または一部の解約はできないものとします。また、投資一任契約の契約金額が <u>5,000 万円</u> を下回ることとなる投資一任契約の一部の解約を伴う場合には、本信託契約の一部の解約を行うことはできないものとします。 2. ～ 5. (省略)

新	旧
損失の危険に関する事項	
末尾 2	
4. 本信託に係る重要事項 当初信託金の額は <u>3,000 万円</u>以上の金額とします。また、投資一任契約の契約金額が <u>3,000 万円</u>を下回ることとなる本信託契約の一部解約はできないものとします。 (以下、省略)	4. 本信託に係る重要事項 当初信託金の額は <u>5,000 万円</u>以上の金額とします。また、投資一任契約の契約金額が <u>5,000 万円</u>を下回ることとなる本信託契約の一部解約はできないものとします。 (以下、省略)
野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約約款	
第 10 条 (投資計画の変更) 1. お客様は、運用開始日の 1 ヶ月後の応当日 (応当日がないときは、運用開始日以降、2 回目の月末日) 以降、本約款及びラップ信託契約に従い、次に掲げる事項 (以下、「投資計画の変更」といいます) を行うことができます。但し、第 3 号ないし第 6 号に掲げる事項については、当社が予め用意する資産配分比率や乖離を許容する幅以外の数字へは変更できません。なお、第 1 号に掲げる事項と第 2 号に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。 (省略) 契約金額の減額 (但し、1 回当たり <u>1 万円</u>以上 1 万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます) ～ (省略) 2. ～ 9. (省略) 10. 減額を行った後の契約金額は、<u>3,000 万円</u>を下回ってはならないものとします。 11. ～ 12. (省略)	第 10 条 (投資計画の変更) 1. お客様は、運用開始日の 1 ヶ月後の応当日 (応当日がないときは、運用開始日以降、2 回目の月末日) 以降、本約款及びラップ信託契約に従い、次に掲げる事項 (以下、「投資計画の変更」といいます) を行うことができます。但し、第 3 号ないし第 6 号に掲げる事項については、当社が予め用意する資産配分比率や乖離を許容する幅以外の数字へは変更できません。なお、第 1 号に掲げる事項と第 2 号に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。 (省略) 契約金額の減額 (但し、1 回当たり <u>100 万円</u>以上 1 万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます) ～ (省略) 2. ～ 9. (省略) 10. 減額を行った後の契約金額は、<u>5,000 万円</u>を下回ってはならないものとします。 11. ～ 12. (省略)
停止条件付野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約約款	
第 10 条 (投資計画の変更) 1. お客様は、運用開始日の 1 ヶ月後の応当日 (応当日がないときは、運用開始日以降、2 回目の月末日) 以降で、当初委託者の相続開始後に、本約款及びラップ信託契約に従い、次に掲げる事項 (以下、「投資計画の変更」といいます) を行うことができます。但し、第 3 号ないし第 6 号に掲げる事項については、当社が予め用意する資産配分比率や乖離を許容する幅以外の数字へは変更できません。なお、第 1 号に掲げる事項と第 2 号に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。なお、お客様は、原投資一任契約に基づきなされた投資計画の変更及び当社が当該変更を履行することについて異議を述べないものとします。 (省略) 契約金額の減額 (但し、1 回当たり <u>1 万円</u>以上 1 万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます) ～ (省略) 2. ～ 9. (省略) 10. 減額を行った後の契約金額は、<u>3,000 万円</u>を下回ってはならないものとします。 11. ～ 12. (省略)	第 10 条 (投資計画の変更) 1. お客様は、運用開始日の 1 ヶ月後の応当日 (応当日がないときは、運用開始日以降、2 回目の月末日) 以降で、当初委託者の相続開始後に、本約款及びラップ信託契約に従い、次に掲げる事項 (以下、「投資計画の変更」といいます) を行うことができます。但し、第 3 号ないし第 6 号に掲げる事項については、当社が予め用意する資産配分比率や乖離を許容する幅以外の数字へは変更できません。なお、第 1 号に掲げる事項と第 2 号に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。なお、お客様は、原投資一任契約に基づきなされた投資計画の変更及び当社が当該変更を履行することについて異議を述べないものとします。 (省略) 契約金額の減額 (但し、1 回当たり <u>100 万円</u>以上 1 万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます) ～ (省略) 2. ～ 9. (省略) 10. 減額を行った後の契約金額は、<u>5,000 万円</u>を下回ってはならないものとします。 11. ～ 12. (省略)

以上